

令和3年11月15日

# 農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

## 第 17 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年11月15日（月） 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

|        |              |               |
|--------|--------------|---------------|
| 3 出席委員 | 1 番 大崎 正男 君  | 2 番 下土井 進 君   |
|        | 3 番 岡本 幸子 君  | 4 番 吉弘 功 君    |
|        | 5 番 原田 淳一 君  | 6 番 中元 茂雄 君   |
|        | 7 番 勝本 澄人 君  | 8 番 榎本 正男 君   |
|        | 9 番 岩政 幸人 君  | 10 番 寺西 久美子 君 |
|        | 11 番 鈴木 喜義 君 | 12 番 齋藤 貴之 君  |
|        | 13 番 宮本 三雄 君 |               |

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 下前 真一 君 |
| 事務局次長 | 松村 和裕 君 |

6 記事ならびに議事録調整者

|     |         |
|-----|---------|
| 職 員 | 伊藤 義人 君 |
|-----|---------|

会議に付議した事項

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 議案第 8 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 8 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |

## 第17回農業委員会総会次第

- 議長 宮本君            それでは、第17回の農業委員会の総会を開会いたします。  
出席委員は、13名中の13名で、定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。
- 議長 宮本君            会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において  
寺西委員、鈴木委員、よろしくお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、異議はござ  
いませんでしょうか。  
（異議なしの声あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。
- 議長 宮本君            それでは、ただいまより議事に入ります。  
議案第82号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条  
の規程により、●●委員は議事参与が制限されますので、議事に参与  
しないこととします。  
事務局の説明をお願いいたします。
- 局長 下前君            議案第82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て、申請人（田 6,071㎡ 畑 540㎡）から別紙調書のとおり  
農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があ  
ったので、許可の可否について意見を求めます。  
令和3年11月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄  
調書につきましては、松村次長が説明いたします。
- 次長 松村君  
（3条-1）            調書に基づきまして、ご説明申し上げます。  
整理番号1番でございます。  
申請地は、●●●番● 地目 田 面積647㎡ 外6筆 合計  
田 面積6,071㎡ 畑 面積540㎡です。  
利用状況は一毛作及び普通畑です。権利の種類は所有権の移転です。  
渡人は、高齢で農業後継者もないため譲り渡すものです。  
受人は、申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。  
申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約730mの距  
離にある、●●に沿った農地です。  
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票  
のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地

域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
整理番号1番につきまして、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

当事者同士は、血縁関係にある者でございます。今、説明のとおり渡人の方が高齢化した中で、受人が取得して耕作していくということでございます。受人につきましても認定も取られている者でもございますし、新しく所有されても、しっかり耕作、農地管理をしていただけるものと思っております。以上です。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番 議案第82号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第82号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第83号を上程します。  
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外7名(田 5, 815㎡ 畑 127㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。  
令和3年11月15日提出 柳井市農業委員会長 宮本 三雄  
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君  
(5条-1)

整理番号1番でございます。  
申請地は、●●●番● 地目 田 面積132㎡です。  
受人は、●●で不動産業を営む法人で、●●日付け、柳農委第●●号で宅地分譲16区画の転用許可を取っていましたが、この度、区画

の形状を良くして、宅地分譲17区画で設計変更し、事業計画の変更申請と合わせて、増えた面積部分の、転用申請となりました。

渡人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、●●日付け、柳農委第●●号で転用許可を取っておりましたが、申請箇所が、パネルの設置計画に影響しないことから、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2.8kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

なお、許可については、開発許可と同時施行といたします。

次長 松村君  
(5条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,054㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積408.16㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ960mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君  
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積497㎡です。

受人は、●●に本店を置く不動産業を営む法人で、住環境に恵まれた申請地において宅地造成を行い、宅地分譲4区画を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ600mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君

続きまして整理番号4番でございます。

(5条-4)

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積127㎡です。

受人は、●●に居住する個人で、申請地を譲り受け進入路を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ780mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君  
(5条-5)

整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,316㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積550.02㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ1.1kmの距離にある、●●から南へ50mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号5番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君  
(5条-6)

続きまして整理番号6番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,407㎡です。

受人は、整理番号5番と同様、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積524.82㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ1.1kmの距離にある、●●から南へ90mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号6番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君  
(5条-7)

続きまして整理番号7番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積551㎡外1筆 合計 田1,297㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積510.26㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じ、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ1.1kmの距離にある、●●から南へ90mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号7番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君  
(5条-8)

続きまして整理番号8番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積1,627㎡の内112㎡です。

権利の種類は、地役権の設定です。

借人は、整理番号7番と同様、●●で太陽光発電事業を営む法人で、整理番号7番の太陽光発電システム設置工事のための進入路を建設するものです。

貸人は、受人の要望に応じるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ1.1kmの距離にある、●●から南へ50mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号8番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議願います。

たくさんありますが、整理番号1番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号1番につきましては、今、説明がございましたように、●●から市道をずっと北上、300メートルくらい北上しましたところで、第3種農地でございまして、そこにつきまして住宅分譲のための申請が出たわけございまして、現地調査を関係農業委員、最適化推進委員、それから事務局等で現地の調査をいたしました、審査基準にすべて適合しておりまして、一応、何ら問題ございませんと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

- 議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号1番については、異議なしと認めます。
- 議長 宮本君 次に、整理番号2番につきましては、●●地区の●●委員、お願いします。
- 番 ●●君 整理番号2番になりますけれども、10月の26日に農業委員、それと最適化推進委員、事務局で現地確認をいたしました。現地確認票のとおり適当と認めますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
整理番号2番については、異議なしと認めます。
- 議長 宮本君 次に、整理番号3番と4番につきまして、●●委員、お願いします。
- 番 ●●君 11月の1日に関係の委員さん、最適化推進委員さん、事務局と現地を調査いたしましたが、何ら問題ないということになりましたので、審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 宮本君 整理番号3番、4番について、他に質問はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
異議なしと認めます。
- 議長 宮本君 次に、整理番号5番から8番につきましては、●●地区の●●委員、お願いします。
- 番 ●●君 整理番号5番から8番についてご説明いたします。●●と●●の間に位置する農地でございますが、5番から7番につきましては、連坦した農地ですが、地主さんが違う中で、業者も違うなかでの太陽光パネルの設置ということでございます。8番につきましては、7番のパネル設置に伴う工事車両の進入道での転用というふうなことでございます。いずれにしても、現地は現在休耕の状態にある農地でございますので、川と宅地に挟まれた状況の中でございますので、パネル設置がされても特に周辺等の分断はないというふうに判断しておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長 宮本君 整理番号5番から8番につきまして、他に質問はございませんでし

ようか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了して、整理番号１番から８番 議案第８３号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第８３号については、可決・承認と決します。

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前９時２１分)